

# 平成19年度決算に基づく 恵那市の健全化判断比率及び資金不足比率の公表

## ▼地方公共団体の財政の健全化に関する法律

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月1日に一部施行され、すべての地方公共団体は、平成19年度決算から健全化判断比率と資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、かつ、公表することが義務付けられました。

## ▼健全化判断比率と資金不足比率

この法律では、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの財政指標が「健全化判断比率」として定められています。また、経営状態の悪化の度合いを示す指標として、公営企業会計ごとに「資金不足比率」を算定することとされています。

## ▼早期健全化基準と財政再生基準

健全化判断比率の各指標には早期健全化基準と財政再生基準が設定され、また、資金不足比率には、経営健全化基準が設定されました。算定した比率が早期健全化基準(または経営健全化基準)を超えると、財政健全化計画を策定し自主的な改善努力による財政健全化を、財政再生基準を超えると、財政再生計画を策定し国等の関与による確実な再生が図られることとなります。

## ■健全化判断比率■

健全化判断比率の4指標はいずれも早期健全化基準を下回りました。

指標名	恵那市の数値	早期健全化基準 (本市における基準)	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.66%	20.00%
連結実質赤字比率	—	17.66%	40.00%
実質公債費比率	13.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	95.0%	350.0%	

### ○実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。  
実質赤字がない場合は—で表示します。参考までに実質黒字を数値に表すと-6.93%になります。

### ○連結実質赤字比率

一般会計、特別会計、企業会計を含めた市の全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。  
実質赤字がない場合は—で表示します。参考までに実質黒字を数値に表すと-20.88%になります。

### ○実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の償還金及び、他会計への繰出金のうち地方債の償還に充てたものなど公債費に準ずる額の標準財政規模に対する比率。  
3か年の平均値により算定します。上記の数値は平成17年度から平成19年度の単年度の実質公債費比率の平均値となります。

### ○将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

## ■ 資金不足比率 ■

対象となる公営企業会計において資金不足はありませんでした。

指標名	会計名	恵那市の数値	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0%
	病院事業会計	—	20.0%
	介護老人保健施設事業会計	—	20.0%
	簡易水道事業特別会計	—	20.0%
	農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
	公共下水道事業特別会計	—	20.0%

### ○資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。公営企業会計ごとに算定します。  
資金不足がない場合は—で表示します。

### ※標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示した額です。

### ※早期健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

### ※財政再生基準

地方公共団体が、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

### ※経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

### (参考)各指標における早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	都道府県：3.75% 市町村：財政規模に応じ11.25%~15%	都道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率	都道府県：8.75% 市町村：財政規模に応じ16.25%~20%	都道府県：15% 市町村：30%
実質公債費比率	都道府県：市町村：25%	都道府県・市町村：35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—

連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市町村は40%→40%→35%)が設けられています。

詳しい制度解説・用語の説明や、他地方公共団体の状況は、下記アドレスよりご覧になれます。

○総務省(地方公共団体財政健全化法関係資料) <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>